

令和 4 年

# 富岡町議会会議録

第 3 回臨時会

3 月 28 日 開会・閉会

富岡町議会

## 令和4年第3回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 3月28日（月曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	1
○出席議員 .....	1
○欠席議員 .....	2
○説明のため出席した者 .....	2
○事務局職員出席者 .....	2
開 会（午前 9時00分） .....	3
○開会の宣告 .....	3
○開議の宣告 .....	3
○議事日程の報告 .....	3
○会議録署名議員の指名 .....	3
○会期の決定 .....	3
○臨時会招集理由の説明 .....	3
○選任第 1号 富岡町議会常任委員会委員の選任について .....	4
○選任第 2号 富岡町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について .....	5
○選任第 3号 富岡町議会運営委員会委員の選任について .....	7
○選任第 4号 富岡町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について .....	8
○選任第 5号 富岡町議会広報特別委員会委員の選任について .....	8
○選任第 6号 富岡町議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任について .....	9
○推薦第 1号 富岡町都市計画審議会委員の推薦について .....	10
○推薦第 2号 富岡町青少年問題協議会委員の推薦について .....	10
○推薦第 3号 富岡町総合開発審議会委員の推薦について .....	10
○推薦第 4号 富岡町民生委員推薦会委員の推薦について .....	10
○推薦第 5号 富岡町水防協議会委員の推薦について .....	10
○報告第 1号 専決処分の報告について .....	11
○議案第33号 不動産の取得について .....	13
○閉会の宣告 .....	17
閉 会（午前11時09分） .....	17

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

## 令和4年第3回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和4年3月28日(月)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 臨時会招集理由の説明  
日程第 4 選任第 1号 富岡町議会常任委員会委員の選任について  
日程第 5 選任第 2号 富岡町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 6 選任第 3号 富岡町議会運営委員会委員の選任について  
日程第 7 選任第 4号 富岡町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 8 選任第 5号 富岡町議会広報特別委員会委員の選任について  
日程第 9 選任第 6号 富岡町議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第10 推薦第 1号 富岡町都市計画審議会委員の推薦について  
日程第11 推薦第 2号 富岡町青少年問題協議会委員の推薦について  
日程第12 推薦第 3号 富岡町総合開発審議会委員の推薦について  
日程第13 推薦第 4号 富岡町民生委員推薦会委員の推薦について  
日程第14 推薦第 5号 富岡町水防協議会委員の推薦について  
日程第15 報告第 1号 専決処分の報告について  
日程第16 議案第33号 不動産の取得について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教 育 長	岩崎秀一君
会 計 管 理 者	植杉昭弘君
総 務 課 長	林紀夫君
企 画 課 長	原田徳仁君
税 務 課 長	志賀智秀君
住 民 課 長	猪狩力君
福 祉 課 長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 査 査 係 主 査	黒 木 裕 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回富岡町議会臨時会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。令和4年第3回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今月16日深夜の地震により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。本町においては、地震発生後、速やかに災害対策本部を設置し、学びの森へ避難所を開設するとともに、人的被害の有無や原子力発電所の状態についての情報収集を行うなど、応援職員を含め、職員128名、消防団員11名により、町内の状態把握と安全の確保に努めたところです。

また、翌朝以降には、揺れの激しかった地域に居住される要支援者の皆様などの状況確認を行うとともに、断水や停電が続いていた相馬地方に居住される高齢、独居など支援が必要な町民の皆様を職員が直接訪問し、飲料水や備蓄、食料品を配布しつつ、見守り支援を行いました。町内における人的被害につきましては、けがをされた方がお一人いらっしゃいましたが、軽傷であることが確認されております。また、下千里地区を中心に約70世帯に断水が発生しましたが、双葉地方水道企業団の懸命な復旧作業により、発生当日中に断水は解消いたしました。

町施設等の被害につきましては、現時点で公共建築物16施設、町道10路線、ため池4か所、林道4路線に被害が確認されているところで、その復旧、修繕に要する費用を約1億5,000万円と概算するところですので、ご報告をいたします。被害が確認されている施設等の復旧、修繕につきましては、安全確保を第一に迅速な対応を行うため、令和4年度予算の補正を含めて検討してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会は、富岡町議会委員会条例に基づく常任委員会委員等を選任いただくとともに、富岡町都市計画審議会をはじめとする各種附属機関委員の推薦についてご審議をいただくものです。また、あわせて、富岡町立学校給食調理場建設工事の変更契約締結について専決処分をいたしましたので、これを報告するとともに、野菜集出荷施設用地の購入について仮契約が調いましたので、不動産の取得として議案を提出いたします。

詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

---

#### ○選任第1号 富岡町議会常任委員会委員の選任について

○議長（高橋 実君） 日程第4、選任第1号 富岡町議会常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、富岡町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により議長が指名することになっておりますが、選任に当たりましては各議員の当選回数等を考慮して調整させていただいた上で副議長と協議し、その後に議長指名によって選任いたしたいと存じますが、ご異

議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時06分）

---

再 開 （午前 9時07分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ただいま休議の中で常任委員会委員の選任について、副議長と協議をいたしました。不行き届きの点もあろうかと存じますが、ご了承方よろしくお願いたします。

なお、常任委員会委員の任期は、富岡町議会委員会条例第3条の規定により2年であります。

それでは、これより指名をいたします。

指名は、事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（小林元一君） それでは、報告させていただきます。

総務文教常任委員会

佐藤 教 宏 議員                      高野 匠 美 議員

遠藤 一 善 議員                      宇佐神 幸 一 議員

高橋 実 議員

産業厚生常任委員会

堀本 典 明 議員                      佐藤 啓 憲 議員

渡辺 正 道 議員                      安藤 正 純 議員

渡辺 三 男 議員

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまのとおり指名することに決定いたします。

---

○選任第2号 富岡町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、選任第2号 富岡町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） それでは、直ちに各常任委員会委員長及び副委員長の選任を行っていただき



ます。

常任委員会委員長及び副委員長の選任については、富岡町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、休議の中で委員会を開催していただきたいと思いをします。

重ねて申し上げます。同委員会条例第8条第2項の規定により、互選に関する職務は委員長が決まるまでの間、年長の委員がその職務に当たることとなっておりますので、申し添えます。

開催の場所を申し上げます。総務文教常任委員会は第1委員会室、産業厚生常任委員会は第2委員会室でお願いいたします。

それでは、暫時休議します。

休 議 (午前 9時10分)

---

再 開 (午前 9時26分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

ただいま休議の中で各常任委員会を開催していただき、委員長及び副委員長を選任していただきましたので、議長より報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に6番、遠藤一善君、副委員長に2番、佐藤教宏君が、産業厚生常任委員会委員長に7番、安藤正純君、副委員長に3番、佐藤啓憲君が選任されましたので、報告いたします。

お諮りいたします。この後、議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員及び各種審議会等委員の選任を行うわけではありますが、これらの選任に当たっては本来であれば日程ごとに会議に諮って選任しなければならないこととなっております。また、慣例では所定の委員を各常任委員会から推薦していただき、決定しておりましたが、議事進行上、あらかじめ一括して各常任委員会から所定の人数の推薦を決定していただき、その後に議事を進めたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、各常任委員会で選出していただく人数を申し上げます。

まず、選任第3号 富岡町議会運営委員会委員につきましては、副議長及び各常任委員会委員長を除き、各常任委員会から1名であります。

次に、選任第5号 富岡町議会広報別委員会委員につきましては、議長が既に指名している1番、堀本典明君及び5番、高野匠美君を除き、各常任委員会から1名であります。

次に、推薦第1号 富岡町都市計画審議会委員につきましては、各常任委員会から1名であります。

次に、推薦第2号 富岡町青少年問題協議会委員につきましては、総務文教常任委員会から2名、

産業厚生常任委員会から1名であります。

次に、推薦第3号 富岡町総合開発審議会委員につきましては、各常任委員会から1名であります。

次に、推薦第4号 富岡町民生委員推薦会委員につきましては、各常任委員会から1名であります。

次に、推薦第5号 富岡町水防協議会委員につきましては、産業厚生常任委員会から1名であります。

以上のとおり割り振りいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、先ほどと同じ場所において各常任委員会を開催し、選出していただきたいと思えます。

それでは、暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時30分）

---

再 開 （午前 9時52分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

○選任第3号 富岡町議会運営委員会委員の選任について

○議長（高橋 実君） 日程第6、選任第3号 富岡町議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、まず副議長と各常任委員会の委員長2名を、さらに各常任委員会からの選出2名、計5名について議長指名によって選任いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

議長より指名をいたします。副議長、1番、堀本典明君、総務文教常任委員会委員長、6番、遠藤一善君、産業厚生常任委員会委員長、7番、安藤正純君、総務文教常任委員会より5番、高野匠美君、産業厚生常任委員会より4番、渡辺正道君、以上のとおり議長指名により5名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

---

○選任第4号 富岡町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（高橋 実君） 日程第7、選任第4号 富岡町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） それでは、直ちに議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行っていただきます。

議会運営委員会委員長及び副委員長の選任については、富岡町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休議の中で委員会を開催していただきたいと思っております。

重ねて申し上げます。同条例第8条第2項の規定により、互選に関する職務は委員長が決まるまでの間、年長の委員がその職務に当たることになっておりますので、申し添えます。

場所は、第1委員会室でお願いいたします。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時56分）

---

再 開 （午前10時07分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ただいま休議の中で議会運営委員会を開催していただき、委員長及び副委員長を選任していただきましたので、議長より報告いたします。

委員長に4番、渡辺正道君、副委員長に5番、高野匠美君が選任されましたので、報告いたします。

---

○選任第5号 富岡町議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第8、選任第5号 富岡町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） 議会広報特別委員会委員の選任については、皆さんご承知のとおり特別委員

会でありますので、委員としての任期はまだ継続されております。しかし、議会報発行に関する規程第5条の規定により、各常任委員会からの選出1名及び議長からの指名2名、合計4名を充てることになっておりますことから、これに変更があった場合には委員の選任が必要となり、これ以外については従前のおりとなりますので、ご理解いただきたいと思います。

お諮りいたします。選任に当たっては議長が指名することになっておりますので、そのような方法で選任したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決めます。

議長より指名をいたします。総務文教常任委員会より2番、佐藤教宏君、産業厚生常任委員会より3番、佐藤啓憲君。また、念のため申し上げます。議長が指名する者は1番、堀本典明君、5番、高野匠美君であります。以上4名にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

○選任第6号 富岡町議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第9、選任第6号 富岡町議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） それでは、直ちに議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任を行っていただきたいと思っております。

指名された委員の皆さんには、休議の中で委員長、副委員長を選出していただきたいと思っております。

重ねて申し上げます。委員長が決まるまでの間、富岡町議会委員会条例第8条第2項の規定により、互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますことを申し添えます。

場所は、第1委員会室でお願いしたいと思います。

暫時休議します。

休 議 （午前10時12分）

---

再 開 （午前10時22分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ただいま休議の中で議会広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任していただきましたので、議長より報告をいたします。

委員長に5番、高野匠美君、副委員長に3番、佐藤啓憲君が選任されましたので、報告いたします。

- 
- 推薦第1号 富岡町都市計画審議会委員の推薦について
  - 推薦第2号 富岡町青少年問題協議会委員の推薦について
  - 推薦第3号 富岡町総合開発審議会委員の推薦について
  - 推薦第4号 富岡町民生委員推薦会委員の推薦について
  - 推薦第5号 富岡町水防協議会委員の推薦について

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

日程第10、推薦第1号 富岡町都市計画審議会委員の推薦について、日程第11、推薦第2号 富岡町青少年問題協議会委員の推薦について、日程第12、推薦第3号 富岡町総合開発審議会委員の推薦について、日程第13、推薦第4号 富岡町民生委員推薦会委員の推薦について、日程第14、推薦第5号 富岡町水防協議会委員の推薦についての件を一括議題としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、推薦第1号から日程第14、推薦第5号までを一括議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

推薦第1号から推薦第5号までの推薦については、各常任委員会から選出していただいておりますので、議長指名の方法によって決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員会の結果に基づき議長から指名いたします。

まず、推薦第1号 富岡町都市計画審議会委員については、総務文教常任委員会より6番、遠藤一善議員、産業厚生常任委員会より1番、堀本典明議員、以上2名であります。

次に、推薦第2号 富岡町青少年問題協議会委員については、総務文教常任委員会より2番、佐藤教宏議員、5番、高野匠美議員、産業厚生常任委員会より3番、佐藤啓憲議員、以上3名であります。

次に、推薦第3号 富岡町総合開発審議会委員については、総務文教常任委員会より2番、佐藤教宏議員、産業厚生常任委員会より4番、渡辺正道議員、以上2名であります。

次に、推薦第4号 富岡町民生委員推薦会委員については、総務文教常任委員会より8番、宇佐神幸一議員、産業厚生常任委員会より9番、渡辺三男議員、以上2名であります。

次に、推薦第5号 富岡町水防協議会委員については、産業厚生常任委員会より7番、安藤正純議員、以上1名であります。

以上、推薦第1号から推薦第5号までただいま申し上げたとおりご指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で各種審議会委員の推薦についてを終わります。

暫時休議します。

休 議 （午前10時28分）

---

再 開 （午前10時42分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

---

○報告第1号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第15、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第1号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和3年12月16日、町議会の議決を受けた富岡町立学校給食調理場建築工事に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 報告第1号 専決処分の報告について説明いたします。

報告第1号別紙を御覧ください。専決第1号は工事請負契約の一部変更であり、令和3年12月定例議会において議決いただきました富岡町立学校給食調理場に係る工事請負契約の変更についての一部を次のとおり変更するものです。

3、契約金額中「5億930万円」を「5億1,379万2,400円」に変更する。これによる増減率は約0.9%の増であり、かつ500万円以下の変更であったため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第4項の規定により、専決処分を行ったものであります。

報告第1号別紙資料、2、変更概要を御覧ください。変更の内容といたしましては、1つ目が鏡の設置箇所を追加したものであり、保健所及び調理業務受託者との協議において、衛生管理上、洗面所以外の右側図面赤丸箇所にも設置すべきということから追加したものであります。

2つ目は、図面右側の②部分であり、グリーストラップの設置箇所が見学スペースに隣接しており、見学時の児童生徒の安全等を確保するため、囲いフェンスを追加設置したものです。

3つ目が、図面左側③の青と緑で示しました既存埋設管を破線の位置から実線の位置に移設したものであります。移設理由としましては、現地掘削の結果、給水管及びガス管が基礎工事施工範囲内に埋設されていたため、施工範囲外への移設が必要となったためであります。

4つ目が、図面下部④オレンジに示しました埋設の通信ケーブルの移設であり、これにつきましても渡り廊下の施工に影響のない深さに敷設したものであります。

これらの変更により、契約金額が449万2,400円増額となったものであります。

なお、本工事につきましては、3月14日に竣工引渡しを受けており、現在4月7日からの給食提供を行うため、試運転、試作などを行っているところであります。また、先日の地震により壁の一部にクラックが生じる被害はありましたが、建物の構造、厨房機器等は健全であることを確認しております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の説明の中で、左下の設備工事の③④支障物件移設というところなのですが、既存の給水管及びガス管が基礎施工範囲内に埋設されていたことが判明したためとなっておりますが、こういったものって設計の段階とか調査の段階とかそういったときに、基礎ぎりぎりになるとかそういったことは分かっていたのですか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

給水管につきましては、過去の給水工事の資料からある程度把握しており、渡り廊下部分の支障となると想定し、移設費用を計上はしてはしておりましたが、実際にはそれ以上に建物側に近接しておったということがございます。ガス管及び通信用光ケーブルにつきましては既存資料等からは把握できてお

りませんで、現地にも地表に明示等がなかったことから、こちらについては想定ができていなかったということになります。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終わります。

---

○議案第33号 不動産の取得について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第16、議案第33号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第33号 不動産の取得についての提案理由を申し上げます。

本議案は、野菜集出荷施設用地の購入に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第33号 不動産の取得についての内容をご説明いたします。

提案申し上げます不動産の取得につきましては、町内王塚地区に整備を計画しております野菜集出荷施設事業に必要となる用地であり、現在郡内で産地化を目指しているタマネギの乾燥、選別、貯蔵等を行う施設整備に係る用地取得であります。このたび、所有者の同意や農地転用手続等の完了により取得が可能となった4筆、1万254平方メートル、取得価格は不動産鑑定価格により、総額3,588万9,000円であります。

議案第33号別紙、野菜集出荷施設整備事業用地取得明細書を御覧ください。今回取得いたします土地の所有者、所在地、面積の一覧となりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、別紙資料3ページ、議案第33号別紙資料1を御覧ください。土地売買契約書の写しであります。契約相手方は、富岡町大字本岡字王塚716番地、貴田恵子です。第2条において、本契約に係る



土地代金を3,588万9,000円とし、第3条において、土地の引渡し条項、資料5ページ、第14条において、この契約は町議会において可決された場合に本契約として成立することを明記しております。

続きまして、資料6ページをお開きください。契約書別表として、取得いたします土地一筆ごとの平米単価、金額を記載しております。

続きまして、資料7ページ、議案第33号別紙資料2を御覧ください。今回取得いたします土地の範囲を赤着色でお示しをしております。青枠でお示ししておりますカントリーエレベーター敷地の西、北西及び北側の土地の合計4筆となります。取得に係る財源につきましては、広域的に運用する施設となることから、資料下段に記載しております福島県避難地域復興拠点推進交付金による取得費用の全額が充当されるものであります。

なお、整備工程につきましては、さきの全員協議会でご説明のとおり、令和4年度、5年度に整備工事を行い、令和6年春に収穫されるタマネギの受入れに向け、関係する皆様と緊密に連携を図りながら工程管理を徹底し、事業を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。野菜集出荷施設の整備ということで、これは広域的に運用するということで、富岡の町内のタマネギ栽培している方はもう明日でも欲しいくらいの施設だと思います。そういうことでやっとレールに乗ったのかなと思うのですが、いち早く整備してほしいということは私も考えておりますが、単価的な面でちょっと聞かせてください。

今まで救急医療センターとか一連の農地を宅地転用して、町では一連ですと購入してきていますが、その辺の価格の違い、多分不動産鑑定入っていますので、多少は上昇していると思いますから、その辺の違いちょっと分かれば、金額的な違い教えてください。

あと、この番地でいうと735の5番と735の1番ですか、これは大通りに面していますから単価分かりますが、この裏に入った部分は多少本来であれば下がってもいいのかなと思うのですが、736と737、これ同じ単価で来ていますが、その辺の不動産の鑑定で多少マイナス面はなかったのかどうか。

あと、設備4年と5年で整備するということですが、これももう少し早くはならないのですか。かなり大きな事業になってしまうから2か年くらい要するのかなとは思いますが、タマネギ出荷している人たちからいえばまた2年待たなくてはならないということはすごいマイナスになってしまうのかなと思うのですが、補助金とかいろんな絡みあってどうしても必要なのだなとは考えますが、ならないのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、平米単価の件でございます。1平米当たり3,500円ということで取得をさせていただきたい

と考えております。こちらの単価につきましては、隣のカントリーエレベーターの不動産鑑定を行ったときの金額ということで今回交渉をさせてもらっております。周辺地域の単価でございますが、こちらではアーカイブ・ミュージアムにつきましても同じ判定の3,500円というところで用地を取得しているところでございます。

2つ目としまして、北側の736番、737番について、同じ3,500円なのかというご質問であります。こちらにつきましてはカントリーエレベーター、今回野菜集出荷施設でございますが、一連としての鑑定の結果ということで、今回3,500円ということで用地の交渉をさせていただいているところでございます。

3点目としまして、2年かかるということで、もっと早く整備が終わらないのかということでございますが、全員協議会でも設計によりまして、造成工事が約8か月、あと建築工事が12か月ということで計画をしております。できるだけ早く整備を行って、来年6月頃のタマネギの収穫時期に合わせた形で、早い段階で整備が進むように協議をしていきたいと思っております。こちらにつきましては関係機関と調整をして、前倒して整備できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。中身は分かりました。ただ、不動産鑑定入ると、同じ場所であっても、やっぱり番地違ったり、裏に入ったりすると本来は不動産鑑定多少は下がっているのかなと思うのです。それを同じ条件で買い上げるということですので、なかなか本来であれば理解できないのかなと思うのです。ただ、反当たり347万円くらいになるわけですから、かなり購入金額は私は高いのかなと思うのです。当然税の免除も申請すれば町では出すと思っておりますので、かなり反当たり500万円とか600万円、500万円超えてしまう値段になってしまうのかなと思うのですが、税の免除を考えれば。そうすると、近接している土地は農地で転用できない土地で、公共物建てる分はぼんぼん転用していくわけですね、そういう高い単価を提示して。だから、その辺が周りの人当然理解できない部分があるかと思うのですが、その辺の苦情は入っていないですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、不動産鑑定による3,500円ということで、こちらにつきましては先ほども申し上げましたが、一体としての価格として設定をしておりますので、こちらについてはご理解をいただきたいと思っております。

あと、行政が優良農地について農地転用して取得をしていくということでございますが、こちらについて周辺から特にそのような意見はいただいておりますので、ご了解お願いいたします。町にとって、タマネギの生産者にとっても必要な施設でありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） はい、分かりました。いずれにしても、急ぐ施設だということは理解していますので、ぜひ一日も早い完成を願っております。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 第10条の契約不適合責任というところ質問させてください。

本契約を締結した目的が達せられない場合には、契約を解除または賠償を請求することができると思います。これは、4条とか7条にある程度、甲、土地の所有者に対して縛りを設けているので、この条項の意味がちょっと分からないのだけれども、町の都合、例えば国から補助金がもらえないとか、工事が遅れているとか、そういったことで目的が達せられないのは先方の理由ではないので、どんな場合が考えられるかちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時05分）

---

再 開 （午前11時06分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。

まず、3ページ、4条である程度縛りをつけているところではありますが、第10条の契約不適合責任ということで、こちらについて具体的には、例えば土地を購入した後に敷地内に埋設物等が埋められていたりとか、そういう場合について、こちらで取得後工事が始まってそういう要因があった場合について、そちらについては所有者の責任でもって処分をいただくことになるのですが、そういうことの影響によってこの整備工事が成立しない場合ということで、そういう意味合いの下の条項となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 物を売ったり、買ったりという前に、ある程度そのものを、この場合土地ですけれども、事前調査というか、調べさせてくださいとか、物を見させてくださいとか、そういったものがあると思うのですけれども、そういうふうな、下がすごく軟らかくて、掘ってみたらもう基礎も打てないとか、そういう試し掘りとか、そういったものもやった上である程度、ああ、これはそういう目的達成できるなとか、そういう思いの上で契約をするのかなと思うのですが、そういう事前調査のようなものはやられたのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答え申し上げます。

まず、購入する土地につきましては、周辺でカントリーエレベーター、あとアーカイブ施設等が建設されておりまして、ある程度地盤についての内容については承知をしての購入となります。あくまでも今回は、先ほど申し上げたように、全体的に土地の中を調査して買うことができないので、もしそういうものが発生した場合についての条項となりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和4年第3回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明